

舞鶴市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項及び舞鶴市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第29号)第4条の規定に基づき、一部負担金の徴収猶予及び減免(以下「減免等」という。)について必要な事項を定める。

(徴収猶予の要件)

第2条 世帯主及び当該世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)が次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において、必要と認めるときは、6箇月を限度として、入院療養の一部負担金の徴収を猶予するものとする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があると市長が認めたとき。

2 前項に規定する生活が困難となった場合とは、次の各号いずれにも該当することをいう。

- (1) 世帯主等の収入見込みの合計額が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額(以下「生活保護基準額」という。)に10分の12を乗じて得た額以下であること。
- (2) 世帯主等の預貯金の額の合計額が、生活保護基準額に10分の12を乗じて得た額の3箇月分に相当する額以下であること。

(減免の要件)

第3条 世帯主等が、前条第1項第1号に該当する場合で、住居が半壊若しくは半焼以上のとき、又は世帯主等が死亡し若しくは著しい障害を受けたときは、外来及び入院療養の一部負担金を6箇月免除するものとする。ただし、一部負担金の免除に係る費用について、国等による全額の負担があるときは、その範囲内で一部負担金を免除することができる。

第4条 世帯主等が第2条第1項第2号から第4号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合で、必要があると認めるときは、入院療養の一部負担金を減免するものとする。

2 前項に規定する生活が著しく困難となった場合とは、次の各号いずれにも該当することをいう。

- (1) 世帯主等の収入見込みの合計額が、生活保護基準額に1000分の1155(平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990)を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下であること。
- (2) 世帯主等の預貯金の額の合計額が、基準額の3箇月分に相当する額以下であること。

3 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とする。

(減免等の申請)

第5条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする者は、あらかじめ舞鶴市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。

(1) 収入申告書(様式第2号)

(2) 預貯金額の分かる書類

(3) 申請理由等を証明する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(減免等の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その適否を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、一部負担金の減免等の措置を受ける者に対し、一部負担金徴収猶予・減免証明書(様式第3号)を交付する。

(取消等)

第7条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免かれようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において、被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、市長は、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。